

特定処遇改善加算に基づく取組について

令和 2 年 4 月
令和 4 年 4 月一部改正
社会福祉法人 内潟療護園

令和元年 10 月から、特定処遇改善加算が実施されています。

当法人では、処遇改善交付金が実施された平成 21 年度から交付金受給の申請をし、その交付金を介護職員処遇改善手当の費用として運用してきました。

この度新設された特定処遇改善加算でも加算額の受給申請をし、更なる法人職員の処遇向上に努めています。

■ 令和元年 10 月から支給している「特定処遇改善手当」は次のとおりです。（令和 4 年 4 月一部変更）

グループ	用 件	支給額
A グループ	介護職の経験を有した介護職員で、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、救急救命士、又は保育士の資格を有する者、サービス管理責任者等。	月額 12,600 円
B グループ	A グループに該当しない介護職員、サービス管理者等。	月額 6,300 円
C グループ	A、B グループ以外の職員	月額 6,300 円

■ これまでも支給している処遇改善各手当（R4.4 月一部変更）は次のとおりです。

手当の種類	内 容	支給額
処遇改善手当	介護職員に毎月支給する手当（R2.4 月変更）	毎月：5,000 円
臨時処遇改善手当	介護職員に毎年 5 月に支給する手当（毎年支給額計算）	令和 3 年度は支給なし
処遇改善夜勤手当	入所施設で夜勤をした職員に支給する手当	夜勤 1 回：5,000 円（R4.4 支給額アップ）
特例交付金手当	R4. 2 月からの特例交付金を基本給に上乗せする形式で支給（2 と 3 月は一時金で支給）	毎月 4,300 円

■ 上記のほかにも、毎年 4 月に給与規程による定期昇給を実施しています。